

令和5年度第8回
東京都私立学校審議会
会議録（第832回）

令和5年12月18日（月）
都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

午後 3 時00分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、「令和 5 年度第 8 回東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から、報告を願います。

○福本私学行政課長 本日は、委員20名の方のうち、17名の委員の方に御出席いただいております。

当審議会運営細則第 6 条が定める本会の定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から、説明願います。

○戸谷私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してございます 7 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和 5 年12月18日付、東京都知事名。

記、1、東京理容専修学校の専門課程設置認可について（千代田区）、ほか 6 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員から、それぞれ御説明させていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、新たに諮問される案件 7 件でございます。

各案件につきましては、部会の審議状況を、事務局から、報告願います。

○福本私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、議案第 1 号から第 7 号までの全ての議案につきましては、各部会におきまして了承されておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、諮問されている案件について、順次、審議することといたします。

初めに、専修学校についての案件でございます。

議案第 1 号は、東京理容専修学校の専門課程設置認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 申し上げます。

それでは、議案第 1 号、専門課程設置認可申請について、御説明いたします。

東京理容専修学校は、平成 8 年 4 月 1 日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、専門課程設置認可の申請をしてきたものです。

本議案は、現在の高等課程から専門課程へ切り替えるものです。高等課程につきましては、既に学生の募集を停止しており、令和5年度に入学した学生が卒業する令和6年度をもって廃止する予定です。学校としては、今回の見直しを機に、学生のニーズに応えながら、より高度な技術の修得等、教育環境の充実に努めていくとしております。

それでは、要項に基づきまして、御説明いたします。

学校の目的は、要項に記載のとおり、「本校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に基づく専修学校並びに理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第3項の規定による理容師養成施設として、生徒に理容師として必要な知識及び技能を修得させ、職業人としての生業を授けるとともに、都民の公衆衛生の維持増進に貢献することを目的とする。」でございます。

学校の名称は、要項2に記載のとおりです。

課程（分野）名称は、要項3に記載のとおりです。

位置は、要項4に記載のとおりです。

専門課程の開設の時期は、令和6年4月1日を予定しております。

設置の理由は、昨今の中卒者の減少等、学校の今後の在り方について検討し、専門課程設置による事業内容等の拡充により、魅力ある学校づくりを推進するためでございます。

設置者は東京都理容生活衛生同業組合で、代表理事は稲葉孝博氏、校長も稲葉孝博氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項6に記載のとおりです。

新たに設置する課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項9に記載のとおり、衛生関係分野の専門課程、理容科昼間部、理容師養成コース、修業年限2年、入学定員80名、総定員160名、理容科昼間部、美容修得者コース、修業年限1年、入学定員30名、総定員30名となります。

主要教科名は、要項10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、要項11から14に記載のとおり、基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項15及び16に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

（委員了承）

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第2号は、東京スクールオブミュージック専門学校渋谷の高等課程設置認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第2号の課程設置について、御説明いたします。

東京スクールオブミュージック専門学校渋谷は、平成13年10月29日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、高等課程設置認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、御説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおりです。

学校の名称は、要項2に記載のとおりです。

課程（分野）の名称は、要項3に記載のとおり、高等課程を設置いたします。

位置は、要項4に記載のとおりです。

高等課程開設の時期は、令和6年4月1日を予定しております。

開設の理由は、当校が開校以来培ってきた産学連携教育を柱とした実学教育を行うことで、若い世代の才能の芽を伸ばし、夢や目標に近づける支援を施し、進路の多様性にも対応する高等課程を新設するためです。

経費の見積り及び維持方法は、要項6に記載のとおりです。

設置者は学校法人滋慶学園で、理事長は浮舟邦彦氏、校長は池末信氏です。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項9に記載のとおり、文化・教養高等課程（文化・教養関係）、総合音楽科、昼間部一、修業年限3年、総定員60名、また、同じく総合音楽科、昼間部二、修業年限3年、総定員60名、合計総定員120名の高等課程を設置いたします。

主要教科名は、要項10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、要項11から14に記載のとおり、基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項15及び16に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

（委員了承）

○近藤会長 それでは、議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、議案第3号は、東京ITプログラミング&会計専門学校の目的変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第3号、東京ITプログラミング&会計専門学校の目的変更認可申請について、御説明いたします。

東京ITプログラミング&会計専門学校は、昭和53年4月1日に設置認可を受けた学校です。本議案は、令和6年度からの修学支援新制度の対象拡大を一つの契機として、既存の情報関係に係る3学科について、工業分野における学科として位置づけ、学生の修学意欲に応えるとともに、人材育成及び教育の質の向上に取り組んでいくという方向性を明確化したいということで、同学校が目的変更認可申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、御説明いたします。

今回の目的変更は、以前からございます3つの情報関係学科について、工業分野を設置して、分野を商業実務分野から変更することに伴い、行うものです。

学校の目的は、要項1に記載のとおり、旧目的では、「本校は、学校教育法に定める専修学校制度の趣旨に則り、ビジネス及び情報処理に関する正しい知識と的確な技能を授け、もって職業や实际生活に必要な能力を養成し教養を向上させることを目的とする。」としていましたところ、目的を専門課程ごとに分けまして、新しい目的では、第1項で工業分野に係る目的を規定いたしまして、「本校の工業専門課程は、教育基本法に則り、学校教育法に従い、情報処理及びビジネスに関する正しい知識を身につけ、日本経済の発展に貢献出来る人材の育成を目的とする。」とし、第2項で、前半部分は同じですが、商業実務分野に係る目的としまして、「簿記、会計、情報処理及びビジネスに関する正しい知識を身につけ、日本経済の発展に貢献出来る人材の育成を目的とする。」に変更いたします。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から4に記載のとおりです。

目的変更の時期は、令和6年4月1日からを予定しております。

変更の理由は、入学希望者及び就職先企業に修学状況を明確化させるためです。

設置者は、学校法人立志舎で、理事長は塚原一功氏、校長は松嶋和典氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項10に記載のとおりであり、ITビジネス学科、情報処理学科、情報メディア学科について、商業実務分野におけるビジネス専門課程であったところを工業分野である工業専門課程における学科として設置するものであります。課程（分野）の変更以外の事項である、学科名、定員等に変更はありません。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項11から13に記載のとおりであり、変更はありません。

備考欄には、同法人設置校の認可年月日及び法人が設置する学校を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、議案第4号は、専門学校東京スクール・オブ・ビジネスの目的変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第4号、東京スクール・オブ・ビジネスの目的変更認可申請について、御説明いたします。

東京スクール・オブ・ビジネスは、昭和54年10月1日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、愛玩動物看護学科の設置に伴い、学校の目的変更認可の申請をしたものです。

それでは、要項に基づきまして、御説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり、文化・教養及び動物管理に関わる学科を設置したことに伴い、「一般ビジネスに必要な専門技術ならびに知識と豊かな教養を身につけた健全な職能人の育成を目的とする。」から、「1 一般ビジネスに必要な専門技術ならびに知識と豊かな教養を身につけた健全な職能人の育成を目的とする。」、「2 前項のほか、文化・教養及び動物管理に関わる分野に必要な専門技術ならびに知識と幅広い見識を持った健全な職能人の育成を目的とする。」に変更いたします。

学校の名称、課程(分野)の名称及び位置は、要項2から4に記載のとおりでございます。

目的変更の時期は、認可のあった日を予定しております。

変更の理由は、愛玩動物看護学科の学習に鑑み、文化・教養分野への変更が必要と判断したためです。

設置者は学校法人Adachi学園、理事長は安達暁子氏、校長は稲場央人氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項10に記載のとおりです。

校地、校舎、教職員につきましては、要項11から13に記載のとおりであり、変更はありません。

備考欄には、当法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、御参照ください。

本件目的変更に係る愛玩動物看護学科新設は既に令和4年度に行われたものでございますが、認可申請の提出が遅れて、今回の諮問となりました。このことについて、所轄庁である区市と問題点を指摘し、適切な申請がなされるよう、今後も取り組んでまいります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次は、各種学校についての案件でございます。

議案第5号は、秀林日本語学校の収容定員に係る学則変更認可についてでございます。

事務局から、説明願います。

○事務局 それでは、議案第5号、秀林日本語学校の収容定員に係る学則変更認可について、御説明いたします。

秀林日本語学校は、各種学校として、平成13年1月31日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、収容定員の増員に係る学則変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、御説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

変更の時期は、令和6年4月1日を予定しております。

変更の理由は、入学志願者数の増加に対応するため、収容定員を変更するものでございます。

設置者は学校法人金井学園で、理事長及び校長は申景浩氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項7に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は、要項8に記載のとおりで、第1部、大学等進学Cコースの入学定員を20名から40名へ、特進コースの入学定員を20名から40名へ、第2部につきましては、一般日本語Aコースの入学定員を20名から40名へ、大学等進学Aコースの入学定員を20名から60名へ増員しております。これにより、総定員は240名から360名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項9から11に記載のとおり、設置要件及び基準を充足しております。

備考欄には、法人が設置する学校の設置認可年月日を記載しておりますので、参考に御覧ください。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。大丈夫ですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第5号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次は、専修学校についての案件でございます。

議案第6号は、世田谷福祉専門学校为学校廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第6号、世田谷福祉専門学校の廃止認可について、御説明申し上げます。

世田谷福祉専門学校は、昭和59年3月1日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび、廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、学生数の減少により、学校運営が困難になったからです。

設置者は学校法人大東学園で、理事長は住田治人氏、校長は三木真生子氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり、令和4年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり、令和4年度末をもって退職または大東学園高等学校へ配置転換となっております。

指導要録等については、要項9に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員等を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第6号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次は、幼稚園についての案件でございます。

議案第7号、平安幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第7号、平安幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、認可のあった日といたします。

変更の理由でございますが、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

設置者は日本基督教団世田谷平安教会、園長は江間紗彩香氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の6学級120名を3学級75名に変更するものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8から10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第7号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

続きまして、報告事項に移ります。

東京先端計算専門学校を設置認可に係る計画承認の申請取下げについて、事務局から、説明をお願いいたします。

○福本私学行政課長 令和5年9月開催の当審議会にて学校設置計画の諮問を受け、部会調査案件となっておりました、東京先端計算専門学校を設置認可に係る計画承認につきまして、事務局から、御報告させていただきます。

本件は、学校法人東京先端計算学園の設立代表者、巖昱文氏から申請があったもので、令和5年10月4日に、加茂川委員及び多委員により、第一部会の部会調査を実施いただきました。調査の席上、確認できなかった教育内容や教育体制などの項目につきまして、指摘事項として申請者に伝えましたところ、申請者からは、検討の上、後日、回答したいとのことで継続審議とさせていただきます。その後、申請者が、所轄庁である足立区を交えて検討を行ったところ、指摘事項について改めて精査する必要があるとのことで、本申請を取り下げる旨、書面の提出が足立区にございました。これを受けまして、令和5年11月30日に、足立区から、諮問の取下書が都に提出され、同日付で受理したところでございます。

以上で、事務局からの報告を終わります。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、当案件の審議はこれで終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回は、来年の1月17日、水曜日を予定しております。

会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これもちまして、本年の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

午後3時22分閉会